

一般廃棄物処分業許可証

住 所 中川郡本別町上本別10番地3

小川建設工業株式会社

氏 名 代表取締役 小川 哲也

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第1項の規定により、次のとおり許可する。

足寄町長 安久津 勝彦



許可期間 平成29年12月28日～平成31年12月27日

1 事業の範囲 中間処理・最終処分

事業の区分

一般廃棄物の種類 燃え殻・廃プラスチック類（石綿含有一般廃棄物含む）・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ・ゴムくず・金属くず・ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず（石綿含有一般廃棄物含む）・がれき類（石綿含有一般廃棄物含む）・動物の死体若しくはばいじん又はこれらの一般廃棄物に該当しないもの（特別管理一般廃棄物であるものを除く。）

2 許可の条件 廃棄物の処理及び清掃に関する法令等を遵守すること。

町外からの一般廃棄物を受ける場合、事前に許可を受けた物を受け入れする事。

毎月、受入れ数量の報告を行う事。

3 許可の変更の状況